

総務 第07-196号

令和3年3月8日

三重県債関係金融機関及び証券会社 様

三重県知事 鈴木 英敬

令和2年度三重県債の引受に係る見積合わせの実施について（通知）

令和2年度三重県債に係る銀行等引受資金の一部につき、下記のとおり見積合わせを実施しますので、引受可能と判断される場合には、見積書等をご提出いただきますようお願いいたします。

記

I. 見積合わせ一覧

見積合わせ 番号	発行額	償還年限	発行方法	見積合わせ方式
①	6.443 億円	5 年	証書	総額引受方式
②	34.574 億円	30 年	証書 or 証券	総額引受方式
③	100 億円	30 年	証書 or 証券	コンベンショナル方式

II. 共通事項

1 見積書提出について

見積合わせ番号①～③それぞれに見積書を提出することができます。

ただし、見積合わせ番号①・②については1見積書まで、見積合わせ番号③については3見積書までとします。

2 参加資格業者

参加資格については、次のうちいずれかを満たすことを条件としています。

- (1) 三重県債の引受シ団を構成する金融機関
- (2) 日本国債入札参加資格又は地方公共団体の超長期債引受の実績があり、かつ三重県に対して起債運営の提案実績がある金融機関又は証券会社

3 提出期日

令和3年3月22日(月) 10:00 必着。

E-mail で次の宛先すべてにご送付ください。

- ・ 三重県総務部財政課 宛て zaisei@pref.mie.lg.jp
- ・ 財政課 橋爪大輔 宛て hashid00@pref.mie.lg.jp
- ・ 財政課 谷口純一 宛て tanigj00@pref.mie.lg.jp

なお、E-mail が利用できない場合は、FAX にご送付ください。

4 債権譲渡について

証書方式の場合、債権譲渡は可能とします。

譲渡先は、R&I、JCR、Moody's、S&P のいずれかの格付けが AA- (又は Aa3) 以上の金融機関、または、日本国内に営業所を有する金融機関又は証券取引法上の適格機関投資家に該当する機関に限定してください。

なお、債権譲渡後の元利払いにあたっては、当初の証書貸付契約締結時点における契約者が元利払取扱銀行となり、債権譲渡後も取扱を継続することとしてください。

5 その他

- (1) 仕組債について、今回の見積合わせの対象には含めません。
- (2) 見積書の提出を辞退される場合は、その旨を期限内にご連絡ください（様式は問いません）。辞退により、以後に不利益な取扱いをすることはありません。
- (3) 質疑がある場合は、3月12日（金）17時まで、任意様式にてEメールもしくはFAXで送付してください。3月17日（水）17時までには回答します。

Ⅲ. 見積合わせ番号①・②について

1 調達（借入）条件

(1) 見積合わせ番号①（5年債）

- | | |
|--------|---|
| ①発行額 | 6.443億円 |
| ②借入日 | 令和3年3月31日（水） |
| ③借入条件 | 条件決定日 令和3年3月22日（月）
(条件決定に係る基準金利は、同日10時時点のテレート17143ページに表示される5年スワップレート（mid）とします。（見積書提出時の基準金利は2（1）を参照）) |
| ④償還年限 | 5年 |
| ⑤償還方法 | 定時償還（1年据置 半年賦元金均等償還 12.5%償還） |
| ⑥金利 | 全期間固定（表面金利は小数点第三位とする） |
| ⑦最終償還日 | 令和8年3月31日（火） |
| ⑧利払日 | 令和3年9月30日（木）を初回とし、以降毎年9月30日、3月31日（銀行休業日の場合は、前日払いとします）。 |
| ⑨利子計算 | 下記のいずれかとしてください。
・初日不算入。日割計算。1年を365日とし、元本残高（付利単位100円又は1円）×年利×利息計算日数／365で計算する。利息計算日数は、初回・最終回は実日数、期中は返済日の翌日から返済日までとする。
・初日不算入。利払い日翌日から利払い日の利子額は、1年間の利子額を2で除した額（半年利金）とする。
なお、発行日の翌日から第1回の利払い期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割りをもってこれを計算する。 |
| ⑩資金使途 | 病院事業債、下水道事業債 |

(3) 見積合わせ番号② (30年債)

- ①発行額 34.574億円
- ②借入日 令和3年3月31日(水)
- ③借入条件 条件決定日 令和3年3月22日(月)
(条件決定に係る基準金利は、同日10時時点のテレート17143ページに表示される30年スワップレート(mid)とします。(見積書提出時の基準金利は2(1)を参照))
- ④償還年限 30年
- ⑤償還方法 定時償還(4年据置 半年賦元金均等償還 1.923%償還
(ただし、最終償還のみ1.927%償還))
- ⑥金利 全期間固定(表面金利は小数点第三位とする)
- ⑦最終償還日 令和33年3月31日(金)
- ⑧利払日 令和3年9月30日(木)を初回とし、以降毎年9月30日、3月31日(銀行休業日の場合は、前日払いとします)。
- ⑨利子計算 下記のいずれかとしてください。
・初日不算入。日割計算。1年を365日とし、元本残高(付利単位100円又は1円)×年利×利息計算日数/365で計算する。利息計算日数は、初回・最終回は実日数、期中は返済日の翌日から返済日までとする。
・初日不算入。利払い日翌日から利払い日の利子額は、1年間の利子額を2で除した額(半年利金)とする。
なお、発行日の翌日から第1回の利払い期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割りををもってこれを計算する。
- ⑩資金用途 工業用水道事業債、下水道事業債

2 提出物

(1) 見積書

見積書については、以下の内容を記載した別添様式とします。

(ア) 発行者利回り

- ① 借入実行時の条件(基準金利+スプレッド)を提示願います。(小数点以下第3位まで)

なお、スプレッドによる引受ではなく、絶対金利での引受も可能です。絶対金利での引受となる場合は、「6 表面利率」の欄に金利を、「7 基準金利及びスプレッドの考え方」の欄に「絶対金利」と記載の上、「4 基準金利」と「5 スプレッド」欄に斜線を記載してください。

- ② 「4 基準金利」の欄には、見積書提出日現在の提示レートを以下により記載してください（小数点以下第3位まで）。参照基準金利の値はスクリーンコピー等をお示しください。

令和3年3月19日（金）15時時点のテレート17143ページに表示される下記のレート

【5年債】5年スワップレート（mid）

【30年債】30年スワップレート（mid）

- ③ 「9 発行者利回り」（利率＋手数料等）と「6 表面利率」（小数点以下第3位まで）の欄にそれぞれ記載してください。

- ④ 「9 発行者利回り」については、別添「発行者利回り算出シート」で算出した数値を見積書にご使用ください。

（イ）貴社の提示条件について、基準金利及びスプレッドの考え方

（ウ）【証券発行のみ】発行価格は100円とします。

（エ）【証券発行のみ】受託銀行（別紙「三重県債引受に係る受託金融機関一覧」に記載する、日本国内に本店を有し、ほふりへの三重県債の発行代理人及び支払代理人登録が完了している金融機関とします。）

（オ）連絡先

- （2）【証券方式の場合】「発行者利回り算出シート」

3 選定方法

- （1）証書貸付と証券発行にかかわらず、原則として見積書の発行者利回り（見積書提出時点におけるトータルコスト）が低いものを選定します。

また、複数の見積書提出者で同率の提示がある場合、原則くじ引きにて決定します。

※見積書で提示された金利・手数料の条件により、条件決定とします。

- （2）見積書の内容について詳細をヒアリングさせていただく場合があります。

採否の結果については、別途連絡いたします（3月22日（月）予定。見積書提出者各位に、引受者名、引受条件をお知らせする予定です。引受者において公表に支障がある場合は、引受決定時点でその旨お知らせください。）。

引受者には基準金利に応じて、3月22日（月）10時時点のテレート17143ページに表示される5年スワップレート（mid）、30年スワップレート（mid）のスクリーンコピーを提出いただきますので、ご準備ください。

- （3）本県が事前に想定する条件に適合する見積書の提示がないと判断した場合は、調達実施自体の見合わせや調達額が総額に満たない場合があります。

IV. 見積合わせ番号③について

1 調達（借入）条件

(1) 発行額・償還年限

- ①発行額 100億円
- ②借入日 令和3年3月31日(水)
- ③借入条件 条件決定日 令和3年3月22日(月)
(条件決定に係る基準金利は、同日10時時点のテレート17143ページに表示される30年スワップレート(mid)とします。(見積書提出時の基準金利は2(1)を参照))
- ④償還年限 30年
- ⑤償還方法 定時償還(4年据置 半年賦元金均等償還 1.923%償還
(ただし、最終償還のみ1.927%償還))
- ⑥金利 全期間固定(表面金利は小数点第三位とする)
- ⑦最終償還日 令和33年3月31日(金)
- ⑧利払日 令和3年9月30日(木)を初回とし、以降毎年9月30日、3月31日(銀行休業日の場合は、前日払いとします)。
- ⑨利子計算 下記のいずれかとしてください。
・初日不算入。日割計算。1年を365日とし、元本残高(付利単位100円又は1円)×年利×利息計算日数/365で計算する。利息計算日数は、初回・最終回は実日数、期中は返済日の翌日から返済日までとする。
・初日不算入。利払い日翌日から利払い日の利子額は、1年間の利子額を2で除した額(半年利金)とする。
なお、発行日の翌日から第1回の利払い期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割りををもってこれを計算する。
- ⑩資金使途 臨時財政対策債及び一般行政経費

2 提出物

(1) 見積書

見積書については、以下の内容を記載した別添様式とします。

(ア) 引受希望額は、10億円以上100億円まで(10億円単位)とし、1社3見積書までとする。

(イ) 発行者利回り

① 借入実行時の条件(基準金利+スプレッド)を提示願います。(小数点以下第3位まで)

なお、スプレッドによる引受ではなく、絶対金利での引受も可能です。絶対金利での引受となる場合は、「6 表面利率」の欄に金利を、「7 基準金利及びスプレッ

下の考え方」の欄に「絶対金利」と記載の上、「4 基準金利」と「5 スプレッド」欄に斜線を記載してください。

- ② 「4 基準金利」の欄には、見積書提出日現在の提示レートを以下により記載してください（小数点以下第3位まで）。参照基準金利の値はスクリーンコピー等をお示しください。

令和3年3月19日（金）15時時点のレート17143ページに表示される下記のレート

【30年債】30年スワップレート（mid）

- ③ 「9 発行者利回り」（利率+手数料等）と「6 表面利率」（小数点以下第3位まで）の欄にそれぞれ記載してください。
- ④ 「9 発行者利回り」については、別添「発行者利回り算出シート」で算出した数値を見積書にご使用ください。

(ウ) 貴社の提示条件について、基準金利及びスプレッドの考え方

(エ) 【証券発行のみ】発行価格は100円とします。

(オ) 【証券発行のみ】受託銀行（別紙「三重県債引受に係る受託金融機関一覧」に記載する、日本国内に本店を有し、ほふりへの三重県債の発行代理人及び支払代理人登録が完了している金融機関とします。）

(カ) 下記「3 選定方法」に基づき選定した際に、引受希望額未満の引受額となった場合に、引受を辞退する場合は「10 引受希望額未満の場合の引受可否」欄に「否」と記載してください。また、「可」である場合、最低引受額を記載してください。

(キ) 連絡先

(2) 【証券方式の場合】「発行者利回り算出シート」

3 選定方法

(1) 証書貸付と証券発行にかかわらず、原則として見積書の発行者利回り（見積書提出時点におけるトータルコスト）が低いものから、100億円を上限に順次選定します。

複数の見積書提出者で同率の提示がある場合、希望額の多い見積書提出者を優先します。

また、複数の見積書提出者で同額・同率の提示があり、その引受希望額を合計して発行額を超える場合、原則くじ引きにて決定します。

※見積書で提示された金利・手数料の条件により、条件決定とします。

[引受金融機関等決定例]

	A社	B社	C社	D社	E社
引受希望額	40億円	50億円	100億円	90億円	20億円
提示金利	0.400%	0.410%	0.420%	0.420%	0.450%
順位	1位	2位	3位	3位	5位
引受先決定	40億円 0.400%	50億円 0.410%	10億円 0.420%	0億円 0.420%	0億円 0.450%

※提示金利および提示額が同率・同額の場合は、くじ引きで決定。

(2) 見積書の内容について詳細をヒアリングさせていただく場合があります。

採否の結果については、別途連絡いたします(3月22日(月)予定。見積書提出者各位に、引受者名、引受条件をお知らせする予定です。引受者において公表に支障がある場合は、引受決定時点でその旨お知らせください。)

引受者には基準金利に応じて、3月22日(月)10時時点のレート17143ページに表示される30年スワップレート(mid)のスクリーンコピーを提出いただきますので、ご準備ください。

(3) 本県が事前に想定する条件に適合する見積書の提示がないと判断した場合は、調達実施自体の見合わせや調達額が総額に満たない場合があります。

以上について、見積合わせ実施までに一部変更する場合がありますので、ご注意ください。

(事務担当)

三重県総務部財政課 橋爪、谷口

TEL : 059-224-2119 FAX : 059-224-2125

mail : zaisei@pref.mie.lg.jp

hashid00@pref.mie.lg.jp

tanigj00@pref.mie.lg.jp